



地域経済の好循環を後押しする 資本市場の整備を

2025年10月15日
日本商工会議所

◆ 成長型経済の実現の最重要課題は、地域を支える企業や産業をいかに創出するか・成長させるか。

◆ 倒産・廃業が増加、地域を支える企業や事業が縮減傾向。

中小企業の新事業展開、地域中堅企業やその子会社ベンチャー、スタートアップ等が、経済好循環の原動力

◆ こうした企業の新事業創出の最大の課題は、成長資金（エクイティ）調達。

経営支援の現場では、「市場型直接金融による資金調達が困難」との声あり。

クラウドファンディングは、募集額が実質1億円未満、投資家の投資額200万円以下と調達規模が小さく、他に市場型直接金融の手段がほぼないのが現状。

◆ 商工会議所は、クラウドファンディング、株主コミュニティ、J-Ships等を活用・推進、ニーズも拡大傾向。

地域の志ある投資家や企業等から資金を呼び込む資本市場の整備が必要。地域の投資拡大に向けて、投資家保護には留意しつつ、募集側のコスト負担軽減等に配慮した過度な規制の緩和と廃止が必要。

◆ 日本は海外に比べて、機関投資家からのVCファンド等への資金供給が少ない。

資金運用に係る意識改革や環境整備が急務。特定投資家私募も更に規制緩和して推進すべき。

（参考）各地商工会議所の最近の取組み

クラウドファンディングサポートセンター設置（名古屋商工会議所）

専門会社R-proと協働でクラウドファンディングサポートセンターを設立し窓口を運営。サイトのアカウント登録からプロジェクトのページ設計、その後の経営課題の解決まで支援（補助金・融資申請、販路開拓等）。



事業投資型クラウドファンディング仲介事業（豊中商工会議所）

ミュージックセキュリティーズ（株）と業務提携し、同社が運営するマイコ（少額）投資プラットフォームを活用した、「共感型資金調達」支援事業。共感が担保になるファンクラブ型資金調達CCIファンズを運営。審査にかかる初期費用の割引等を実施。



出典：豊中商工会議所 HP

クラウドファンディングに係る税制要望（日商・東商）

- ・ 事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置を創設すべき
- ・ 寄附型クラウドファンディングの寄付金控除・寄附金特別控除の対象拡大

1. 投資家からの直接投資によるエクイティ調達・資金供給の促進

2

1. 少額公募の募集額上限の諸外国並みへの引上げ（1億円→10億円以上） ※将来的には20億円
と簡易開示義務の導入（会社内容説明書の廃止、又は、大幅な簡素化）
2. 投資型クラウドファンディングに関し、上記引上げに伴う実質的な募集額上限の引上げの実現（1億円→5億円）、
および投資額の引上げ（200万円→1,000万円）

開示義務の概要（諸外国並みへの上限引上げ：少額公募10億円、クラウドファンディング5億円）

※ 1：米国等の状況は次頁参照

- 募集額に見合ったコスト範囲内で投資家の投資判断に必要な情報を提供する
※会社内容説明書は5億円未満は廃止。5億円以上10億円未満も廃止、又は大幅な簡素化による簡易開示
- 簡易開示にあわせて、証券会社の適合性原則・顧客の最善利益の原則の下での適正な仲介、事業説明書等の虚偽記載の禁止、プラットフォームを活用した透明・確実な情報発信・取引実行等により全体として投資家保護を確保する

最大募集額 (募集額上限)	開示資料	財務諸表の信頼性確保・向上の方策
募集・売出し		
10億円以上	有価証券届出書（＋有価証券報告書、臨時報告書） ※現行通り	監査（金商法基準） ※現行通り
少額公募		
10億円未満 5億円以上	有価証券通知書（＋会社法上の事業報告や計算書類添付）	会社法基準のコンピレーション（会計参与等） ※取扱い証券会社が選択
5億円未満		会社法基準の計算書類（監査等任意）

- ◆ 少額公募に継続開示義務は課さない
- ◆ 少額公募の売出しも同様の簡易開示。この場合の売出しの規制対象縮小（金融商品取引業者等の除外等）も要検討
- ◆ 有価証券通知書の記載事項は基本的に現行通り
- ◆ 証券会社の投資勧誘も上記の開示義務と同じ、会社内容説明書（店頭有価証券規則）は廃止（又は大幅な簡素化）
- ◆ 株式投資型クラウドファンディングにおける5億円未満の開示は、現行の1億円未満の開示義務と同じ
- ◆ 少額募集は、募集等の範囲見直し（10億円以上15億円未満の募集等）の下、有価証券届出書の更なる簡素化、有価証券報告書の大幅簡素化及び臨時報告書の廃止による存置を検討

2. エクイティファイナンスを活用した資金調達環境の整備

1. 未上場株式の発行・流通市場の整備

- ◆ 少人数私募における証券会社による未上場株式の投資勧誘促進（会社内容説明書の作成負担の軽減・簡易化）
- ◆ 一般投資家への勧誘範囲の明確化
- ◆ 特定投資家の資格要件を超富裕層から主要国並みの富裕層全般（HNWIs）への拡大
- ◆ 特定投資家の資格取得手続きの簡素化（EU並みの更新期間の1年から2年への延長等）

2. 個人投資家によるスタートアップへの投資拡大

3. エンジェル税制の拡充・手続き簡素化

- ◆ 株式譲渡益を元手とする再投資期間の複数年への延長
- ◆ ふるさと納税制度の仕組みを援用し、確定申告を不要とする等、申請に必要な書類の削減・簡素化

4. リスクマネー供給を促す投資文化醸成や金融教育の推進

◆ 分散投資の考え方の普及

未上場株式等の直接金融商品のリスク・リターン特性を踏まえた投資性金融資産への組み入れ等

5. 市場型直接金融と間接金融とのハイブリッド型の資金調達環境の整備

- ◆ 成長ステージに応じた資金調達手段の多様化
- ◆ 市場型直接金融でエクイティの調達可能性を高め、デット・エクイティファイナンスで調達額を拡大
- ◆ スタートアップ創出促進保障制度の限度額拡大など、関連施策の拡充

※ 1 : 米国等の状況（開示書類）

- 米国のレギュレーションAの少額公募は、募集額7,500万ドル以下で開示書類を簡素化(Form 1-A)。財務諸表は2,000万ドル以上は監査。2,000万ドル以下は監査は任意（州の少額公募で、段階ごとに監査、レビュー、コンピレーション、経営者認証が可）。プラットフォームを用いる場合、500万ドル以下で、レギュレーションCFで、投資家の投資額の制限等の投資家保護規制を追加している。
- EUでも800万ユーロ（来年から1,200万ユーロ）以下。目論見書の簡素化を各国の規制で実施。